

第11回琵琶湖部会（2002.3.13開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年3月13日（水） 13：30～16：30

場 所：アイリッシュパーク ガリバーホール

1 決定事項

- ・ 主な決定事項はありません。

2 審議の概要

第8回委員会（2002.2.21開催）の報告

庶務より、資料1-1「第8回委員会結果概要」と1-2「第8回委員会 資料2」を用いて、委員会での中間とりまとめ（案）と意見交換の概略について報告が行われた。

検討課題（境界・融合領域等）および中間とりまとめについて

作業部会からの報告

江頭部会長代理より、作業部会における議論の状況が報告され、資料3「琵琶湖部会中間とりまとめイメージ(案)」を用いて、「特に12ページの表を意識して検討課題についての議論をお願いしたい」等、部会で特に議論してほしいポイントが説明された。

検討課題および中間とりまとめについて

資料2-1、資料2-2、資料3を用いて、境界・融合領域に関する検討課題、中間とりまとめや今後作業部会で議論すべき方向性等に関する意見交換が行われた。主に、文化等も含めた問題認識、漁業が持っている意義、住民への情報提供や意思決定の仕組み、科学的に根拠を示せない問題についての考え方、などに関する発言があった。

途中、村上委員より、「個別検討項目についての意見 4. 治水、利用、環境（境界・融合領域）」と題した意見発表が行われた。

傍聴者からの意見

一般傍聴者3名より、伝統ある漁業を守ることの必要性、干拓地を湖に戻すなど保水対策の重要性、水質が琵琶湖の一番大きな問題である等の発言があった。

その他

琵琶湖工事事務所および滋賀県より、配布された資料（資料4、資料番号なし）について簡単な説明が行われた。

3 主な意見

<とりまとめの方針>

- ・ 中間とりまとめには、嘉田委員が良く言われる在地主義（現場主義、地域主義）という考え方についても取り入れてゆく必要がある。
- ・ さまざまな立場の委員の意見や住民の具体的な思いを集約・反映するためには、その合意に至るまでのプロセスに時間がかかる。各々の問題について、理念的なものにまとめるのか、具体的な部分にまで踏み込んで議論するか、整理しなければならない。
- ・ 琵琶湖部会では生物や生態系の問題ばかりが先走りして、琵琶湖の水位操作の歴史的な背景やそれが我々の生活に与えた恩恵に関する議論が少ない。治水については、どうもマイナス思考的な発言が多いように思う。また利水についても、環境軸や人口統計を理由に一眼的な見方で反対を訴える人が多い。将来の産業構造を踏まえた水需要予測のあり方をしっかり議論すべきではないか。
- ・ 確信を持っているならば、「視野に入れた検討」ではなく、「転換が必要である」とはっきり言った方がよい。提案を受け取る側としてもそのほうが分かり易いのではないか。
- ・ 中間とりまとめイメージ(案)の 6 ページ（記述の仕方）について。議論がもし一致するならできるだけ、 だけではなく のような踏み込んだ記述もしたい。項目によって、 ~ のどこまで踏み込んで議論するかを整理すればよい。
- ・ 中間報告のスタンスとしては、「検討が必要」と書く、 Yes、No を出せるような要件を整理した取りまとめにする、 研究として分かっていることのみを客観的に示し、最終判断は任せてしまう、という 3 つの方向性があるが、それらを作業部会を出していただき、最終的にどうするかは部会で議論し判断するというにすればよいと思う。琵琶湖部会でのスタンスがそのまま全体委員会でも書かれるということはない。「琵琶湖部会の委員としてはこういう考え方の人が多い」というまとめ方でよいのではないか。

<主要な論点>

- ・ 中間取りまとめイメージ(案)の 12 ページのマトリックスに、バイオダイバシティー（生物多様性）や化学物質の問題の位置づけをはっきりさせたほうが良い。地下水がらみでは、守山を含め、滋賀県全体で、四塩化炭素、砒素などが問題になっている。
- ・ 中間取りまとめイメージ(案)の 12 ページのマトリックスに、C（治水防災）の 2 段目、「天井川対策、直線化対策」という表現は、直線化促進していくというような誤解を招く可能性があるため、表現を変えた方がよい。

- ・ 12 ページのマトリックスの、「E 利用」の部分は、「適正な利用」として一言でくくるのではなく、「関わりやすくする」というような表現でくくるほうがよいと思う。
- ・ 文化や歴史に関する記述は、8 ページの特性のところでは記述されているが、12 ページにはそれに値する記述がない。

< 長期的な展望、川のあるべき姿等 >

- ・ これまでにやってきた河川政策や水資源開発が社会の将来に不安を投げかけているという状況の中では、やはり環境を重視して、これまでの事業を根本的に見直し、我々人間や生物が安心して暮らしていけるような川づくり、水供給の維持を考えなければならない。

< 地球環境 >

- ・ 地球の温暖化などまだ科学的な根拠が不明確な部分があるものであっても、それがかなりの確からしさをもち合わせており、かつそれが社会にとって致命的なことになると予測できるのであれば、やはり対策を行っていくべきだと考える。

< 整備、計画のあり方 >

- ・ 治水においても利水においてもオルタナティブ（代替案）をいくつか提示し議論することが大事である。
- ・ 整備計画を作るにあたって、各分野の具体的な問題は、多数決には向かない問題だと思う。
- ・ 長いスパンの計画を作るのなら、時間の流れによって、論点を修正していく仕組みを持たせることが重要。アセスメントきっちり行うという枠組みを持たせ、そしてそのアセスメント自体の方法も流動的に変えていけるよう仕組みがあったほうがよいのではないか。
- ・ 人の選択は必ずしも合理的あるいはデータに基づいているとは限らない。そもそも社会には、科学では見えないことの方が多い。データや科学的根拠はなくとも、ある程度は意図的に数量化できない定性的なことも価値観として示していかざるを得ないと思う。ただし、何故その価値判断をしたのかは記録として残していく必要がある。

< パートナーシップ >

- ・ 省庁間の連携の部分について、環境省にオブザーバーとして参加してもらえようような仕組みを加えて生きたい。
- ・ これまで国が直轄事業としてやってきた土木公共工事は、地域の人知らないところで行われていた。それが今後どう変わっていくのか、この辺りの位置づけを明確にすべき。また税の負担や事業計画のプロセス、地域的意思決定の仕組みについて、何を前提にどう提言をまとめていくか、十分に議論する必要がある。

< 市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ 新しい河川法の目的には環境の話と、住民の理解や参画が加わった。そのためには、できるだけ身近な具体的事例をだして流域住民に分かりやすい形で表現することが大切。
- ・ 利益とコストの問題は、事例として入れることが可能。特に一般に治水や利水にかかる費用を誰が負担しているのかを住民は知らない。その辺りを具体的な事例を基に分かりやすく住民に伝えてはどうか。

< 治水、利用、環境（境界、融合領域）>

- ・ 河川法の目的が環境へも広がることにより、関係機関、関係住民等の間に対立が生じる。調整をつけるためには、マネジメントが複雑化するという認識が必要。
- ・ 河川の中に限って言えば、治水と環境というのは相反するというのではなく、現在では双方が満たせるような技術レベルに到達していると思う。

< 河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・ 漁業は、広い意味で琵琶湖の生態系なり、水質のあり方を象徴的に表すものであるため、単に業そのものとしてではなく、もっと広く価値を認めていくという発想が必要ではないか。

< 環境の方向性、考え方>

- ・ 治水、利水と違って環境については、まだ利益とコストの負担関係が明確になっていない。相反する3つの目的に対して、適切な利害調整を行う必要があることを念頭に置いておく必要がある。
- ・ これまでの意見とりまとめ案に、「ゾーニング」という記述があるが、生態系や生物の立場に立って考えた場合、私はゾーニングという方法が必ずしも良いとは思わない。
- ・ 陸上で行われる様々な営みが琵琶湖の湖底環境に与える影響については、まだ調査研究が終わっておらず、はっきりとした結論を出せないものがある。科学的にまだ解明されていないことについて、どういう位置づけにするか、課題がある。
- ・ 琵琶湖の湖底や水質の変化について現状では客観的な結論は出せない。これまでに得た情報を踏まえてどう判断するのかは、社会的な意思決定の問題であるが、今はまだその前段階である。流域委員会として何らかの結論を示すなら、合意を得、それにたった経緯をきっちり説明できるようにしておくべきであると思う。
- ・ 琵琶湖の水質について言えば、ここ20年は有害物質の流入が減ってはいるが、それで生態系が回復しているわけではない。健全な生態系を回復するためには数十年のタイムラグがあるということの理解が必要。
- ・ 環境に対する住民への啓発活動について、どこかが言及しておく必要がある。

< 水量、水質 >

- ・ 琵琶湖の水質の悪化等、これまでの研究で分かってきたデータを示した上で「検討をする必要がある」という表現を使った方が良いと思う。

< その他 >

- ・ どこかモデル地域を取り上げ、そこで理論、実践、現場での問題が見えるような取りまとめをする方が、次の展開を考える上では良いと思う。
- ・ 琵琶湖総合開発以後は、川の治水というより、水資源開発である。生きた川や湖の問題と水そのものをどう資源として活用するかという意味での治水とは意味が違う。そのこの区別を踏まえる必要がある。
- ・ 環境の専門家であれ、治水の専門家であれ、それぞれが治水、利水、環境各分野についてどうすべきか、考えを持つことが大切。
- ・ 直轄区域とそれ以外のところをどう捉えて評価をしていくか、そこに現行法の限界を感じる。流域委員会としてどこまでのことを決めることができるのか、どうもわだかまりを感じる。
- ・ 直轄であっても、そうでなくとも、ひとつの川は一本として見なければならぬし、全てがつながっている。わだかまらずに言うことが大切。
- ・ 科学者の役割はデータ(判断材料)を出すことである。最終判断は、社会が行うべきである。
- ・ 科学的に根拠がはっきりしていない事柄について、「思い切った政策転換が急務である」と記述するか「思い切った政策転換を視野に入れた検討が急務である」とするかで違いがある。その辺のことはどう考えるべきだろうか。

< 一般傍聴者の意見 >

- ・ 中間とりまとめイメージ(案)の 12 ページのマトリックスの中に、外来魚の問題も含めて生態系の連続性の確保についても、記述してほしい。
- ・ 地球の温暖化や雨の偏降りで、水量確保が難しくなっている。干拓してきたところを湖に戻したり、農地を回復させたりして、安定的な保水対策を考えていく必要がある。
- ・ 省庁間の枠や直轄区域を越えて、国や自治体の様々な機関にどう働きかけていくかも議論すべきだと思う。
- ・ 住民意見聴取についてはやり方の問題を議論すべきである。行政はこれまで住民の意見を聴いてこなかったわけではない。
- ・ 琵琶湖で 1000 年前から行われている伝統的な漁法の維持、漁業者の生活維持、後継者の育成についても項目として取り上げてほしい。

- ・ 水運に関する議論が抜けている。
- ・ 自然は遷移するということを忘れてはならない。
- ・ 琵琶湖が危機に瀕している一番大きな問題は水質の問題ではないか。
- ・ 琵琶湖は洗堰ができるまでは、水位が安定せず、周辺の住民は大きな被害を被っている。歴史的に正しく理解して語るべきである。
- ・ 資料 3 の補足に琵琶湖総合開発は河川法改正以前に計画されたものであるとの記述があるが、河川法という限られた法律の範囲でやったのではない。20 数種の事業を並行して行った。むしろ河川法改正のきっかけを作ったともいえる。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。